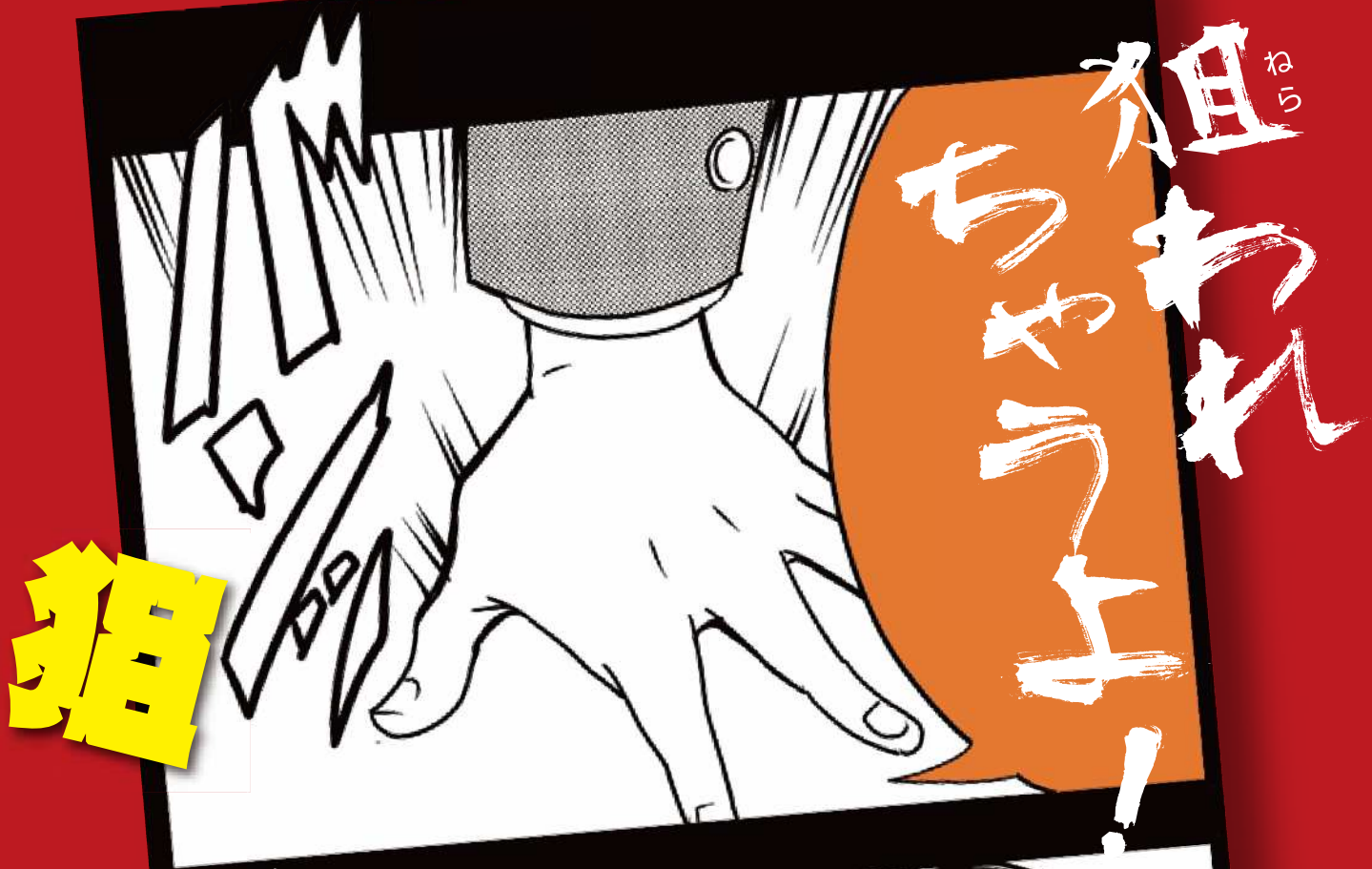


満18歳でいきなり大人の仲間入り!!

令和4年4月1日午前0時から改正民法の施行によって、成年年齢が引き下げられます。



猫



責任

葛飾区消費生活センター

平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれの人は、この日からいっせいに成人になります。
平成16年4月2日以降生まれの人は、**18歳の誕生日から成人に。**

WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING

成年=成人になると・・・「父母の親権に服さなくなる」
「一人で契約を結べる」・・・すなわち、若者たちが大きな

責任

を負うことに…

- ・携帯電話の購入
- ・一人暮らしのためのアパートを借りる
- ・クレジットカードを作る
- ・ローンを組んで買い物をする

成人になって一人で契約を結べるようになる一方、
大きくて重い責任を負うようになるのです。

その契約が本当に必要かどうか、その金額を自分で
支払うことができるのか、その場の気分で決めて
しまわずによく検討することが大切です。

自分だけで判断がつかない場合は、ご家族や
消費生活センターに相談しましょう。

WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING
WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING WARNING

狙

新成人になる若者が狙われやすいのは、知識や経験が乏しいまま成人なるから。
未成年者の契約は、一定の条件のもとに取り消しをすることができますが、
成人になるとこうした保護がなくなります。社会経験が乏しい若者は、悪質事業者に
狙われる可能性が非常に高く、消費生活センターには20歳～22歳の成人になりたての
若者からの相談が多数寄せられています。

未然に防ぐ

令和4年4月に新成人になる若者を、こうした被害から守るためには、周囲の大人が
見守ることが重要です。日頃から家族で何でも相談できる環境を整えること、そして
保護者の方は消費者被害に関する情報に関心を持っていただくことで、被害を未然に
防ぐことができます。

消費生活センターでは、消費生活相談のほか、消費者教育に関する講師を、
学校向けの出前講座、町会や地域の集まり、企業の新人研修やPTAの学習会などに
無料で派遣いたします。

葛飾区消費生活センター 03-5698-2311 (月～金 9:00～16:30)
〒124-0012 葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル 1階